

英国における代位責任の法史研究：コモン・ローとエクイティとの統合の観点から

TAKA, Yukiko / 高, 友希子

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

科学研究費助成事業 研究成果報告書

(開始ページ / Start Page)

1

(終了ページ / End Page)

4

(発行年 / Year)

2014-05

平成 26 年 5 月 27 日現在

機関番号：32675

研究種目：若手研究(B)

研究期間：2011～2013

課題番号：23730010

研究課題名(和文) 英国における代位責任の法史研究—コモン・ローとエクイティとの統合の観点から—

研究課題名(英文) Vacarious Liability in England: from the historical perspective

研究代表者

高友希子(TAKA, Yukiko)

法政大学・法学部・教授

研究者番号：40454962

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,200,000円、(間接経費) 960,000円

研究成果の概要(和文)：代位責任法理は、不法行為法や契約法、労働法の分野において、現在なお発展し続けている概念であるが、その史的研究が進んでいるとは言い難い状況である。そこで本研究では、英国における代位責任法理の発展過程を解明するため、代理商に着目し、英国における商業関係資料を調査・収集し、検討を加えた。この作業により、近代における商業・産業の発展にともなう社会の変化とコモン・ロー・システムの関係の解明が可能になる。

研究成果の概要(英文)：Although the conception of vacarious liability is still developing gradually in fields of torts law, contract law and labor law, it's historical research has made little process. In this study, I search and examine the legal documents of commerce and trade to elucidate the historical process of vacarious liability in England.

研究分野：社会科学

科研費の分科・細目：法学・基礎法学

キーワード：代位責任

様式 C-19、F-19、Z-19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

代位責任は、不法行為法や契約法、さらに労働法分野でも現在なお発展し続けている概念であるが、史的研究が進んでいるとは言いがたい。代位責任の代表事例としてあげられるマスター・アンド・サーヴァントは、18世紀に発展してきた近代的な性質をもつ原則である。もっともこの原則が英国において確立したのは、J.H.ベーカーによれば17世紀後半のことであり、ハウルト王座裁判所首席判事が代位責任法理形成に努めていた事実は、ヴィグモアおよび研究代表者の過去の研究から明らかである。

マスター・アンド・サーヴァントは、18世紀後半の段階では家族法の枠組みでとらえられていたが、これは近代初期の慣行に近い。このような家族関係に基づく擬制を通じた家族外の代理関係発展史という枠組みを提示したのは、O.W.ホームズであり、雇用関係が契約論として論じられるようになるのは19世紀半ば以降のことである。20世紀になると次第に契約法と不法行為論の中で考察され始める。

代位責任をめぐる研究から明らかになることは、現代に至る代位責任の理解には、近代初期以降のイングランドにおける社会状況および法システムとの連続性を忘れてはならないということである。

すでに研究代表者は、コモン・ロー・システムでは対応できない新しい事例について、コモン・ロー裁判所判事と大法官が非公式に議論をしていたという事実、さらに商業従事者が代理人を通じてヨーロッパ大陸で取引を行う場合、代理人の行為についてだれが責任を負うのかという問題がしばしば大法官府裁判所にもちこまれていたという事実を明らかにしてきた。また、近代初期イングランドの商人は、債務の弁済にユースを利用していたという事実に着目し、商業や産業の発展とコモン・ローの関係は密接かつ流動的であったことを指摘した。

しかしながら、土地取引の背後にあった債務をめぐる問題にみられるような、商業の発展と大法官府の関係を検討した研究は未着手の状態に近かった。

以上の点を踏まえると、近代における商業・産業の発展に伴う社会の変化とコモン・ロー・システムの関係の解明が不可欠であることは明らかであった。その際、代位責任という視点は、実社会においては収益取得者や過失者と分離される法的責任主体を確定していくうえで有効である。

2. 研究の目的

上記の問題を踏まえ、本研究の目的は、英国における代位責任法理の発展・展開のプロセスを、いわゆるコモン・ローとエクイティ

との統合的展開過程の一環と捉え、我が国における英国法制史研究を一層推進することにある。具体的には、不法行為法、契約法、家族法、代理法、労働法などとの関係を踏まえ、産業経済発展による社会構造の変化が社会構成員に要請した新たな法的責任や救済方法の在り方、その変遷に着目し、代位責任原則を再構成することである。この作業により、英国法が日本民法に与えた影響の詳細をはじめ、様々な法分野で現代的・比較法的観点から再検討することが可能になるはずである。

3. 研究の方法

(1) 大法官府裁判所における商人・商業事例の検討を行う。具体的には、English Reports および Select Cases concerning the Law Merchant などの刊行資料を中心に精査する。その際、判例の背景となる政治・社会・経済事情に関する資料も丹念に調査するが、法システムの動向および役割・意義に焦点を絞り込むため、政治、経済との関連に配慮しつつも、あくまでも法分野の研究として法律関連資料を中心に検討を行う。

(2) 大法官府裁判所における手続や救済の根拠を明らかにするために、それらに関係する資料を調査、収集したうえで、検討を加える。具体的には、大法官府裁判所について言及した文献を精査し、当時、どのような手続のもとで裁判が行われていたのか、またその救済を可能にする根拠は何であったのかを明確にする。

(3) 代理人を介した商業・産業活動へのコモン・ローの対応、すなわち代理及び代位という概念に焦点を絞り、コモン・ローと商慣習の関係の変遷に着目し、大法官府裁判所で商人が当事者となった事例、とくに商人本人ではなく代理人の行為により第三者が損害を被った場合の対処法を、判例の調査・検討を通じて明らかにする。この作業により、商業・産業活動に対して大法官府裁判所が法執行機関として果たした役割が浮き彫りになるはずである。

(4) 17世紀後半に代位責任に関する法理形成を試み、商慣習をコモン・ロー・システムに組み込むプロセスにおいて貢献したハウルト王座裁判所首席判事が関与した判決を、English Reports を中心に精査し、同判事による理論形成を時代背景に照らして検討する。

(5) エクイティという用語がいつどのような意味でつかわれていたかを明らかにすることを通じて、エクイティがコモン・ロー・システムの中で果たしてきた役割を明らか

にする。具体的には、判例、インズ・オブ・コートにおける模擬裁判や講義の中で、エクイティという用語がどのような意味で用いられていたかを確定していく作業を行う。

(6) 日本民法典における英国法の影響について、民法 716 条の沿革の再検討という構想のうち、既刊の論文に続く論文執筆のための調査を遂行すること。具体的にいえば、19 世紀後半英国における判例の変遷を正しく理解し、再構成するためには、その政治、経済、文化、社会生活など多岐にわたる情報をよく理解しておくことが不可欠であるから、ガスや鉄道の普及、道路整備、産業の発展に伴う雇用関係、階層社会、人々の暮らしぶりの変化など、当時の背景事情を知りうる史料をさらに収集、検討することである。

4. 研究成果

(1) 判例を調査した結果、商慣習と自然法の関係について裁判所が見解を示していることが明らかになった。また商人が有する保護通行証と国王権威の関係、保護通行証と大法官府における救済の可否についても裁判所がそれぞれ見解を述べていることが判明した。

(2) さらに裁判資料の調査を進めると、本来であれば、都市や地域の裁判所あるいは商人のための裁判所（埃足裁判所など）で処理されるべき商業事件（代理商関係を含む）が大法官府裁判所に移送されている事件が明らかになった。この点から、大法官府裁判所が商事事件も処理していたことは明らかである。

(3) 商慣習がコモン・ローに吸収されたという通説に対して、手形・為替を手掛りに通説に疑義を呈したロジャーズの主張を踏まえた上で、外国人商人の裁判権のありかた、商慣習とコモン・ロー・システムの関係性を再考した。

(4) 判例を中心とした法律文献を調査した結果、エクイティという用語の用いられ方は多様であり、判例の中にあらわれてくるエクイティという用語には、制定法解釈のエクイティを意味している場合が多いことが判明した。さらにいえば、インズ・オブ・コートにおいても同様の傾向が見られ、この点からそのように教育が施されていたことが推定される。このことから、エクイティが大法官府裁判所における救済の根拠となるのは、セント・ジャーマンによる主張以降であり、エピエイケイア、アエクイタスとの関係については再考する必要があることが分かった。

(5) 16 世紀になると、大法官府裁判所にお

ける救済については良心という用語がつかわれていたことが明らかである。他方で、内心に関わることも良心という用語を利用している。さらに同様の傾向はインズ・オブ・コートでも見られ、そのような教育が施されていたことが推定される。このことから、大法官府裁判所における救済の根拠は、もともとはエクイティではなく、良心であり、良心に基づく救済こそが大法官府裁判所において施されていたものであることが分かった。

(6) エクイティの史的展開を、ユースから信託への歴史的概略を明らかにした N. G. ジョーンズ「物的財産の分野におけるエクイティによる介入の諸相」を翻訳した。

(7) 大法官府裁判所における罰金付召喚令状の外観を明らかにするために、罰金付召喚令状に関係する各種資料を収集したうえでその検討を行った。

(8) 16 世紀前半に、大法官府裁判所におけるエクイティ概念を明らかにしたセント・ジャーマンの著作 *A Little Treatise concerning Writs of Subpoena* および匿名の上級法廷弁護士による *The Replication of a Serjeant at the Laws of England* を検討することにより、当時の罰金付召喚令状がもつ特徴を解明し、罰金付召喚令状がコモン・ロー・システムの中で果たした役割について検討を加えた。

(9) 罰金付召喚令状による救済を行っていた大法官府裁判所の法的救済根拠であるエクイティ概念の多様性を確認したうえで、セント・ジャーマンによる通称 *Doctor and Student* と呼ばれる作品を中心とした法律文献を用いてその変遷を確認していった。

(10) 19 世紀後半イングランドにおける社会、経済、政治情勢に関する各種資料を収集したうえで、解読を進めた。しかしながら、この点については、依然として課題が残っているため、今後継続して検討を行う予定である。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1 件)

- ① N. G. ジョーンズ (高友希子訳) 「物的財産の分野におけるエクイティの介入の諸相」『立教法学』第 88 号、272-257 頁、2013 年、査読無。

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高 友希子 (TAKA Yukiko)
法政大学・法学部・教授
研究者番号：40454962